

平成 30 年 11 月 7 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出について（お知らせ）

平成 30 年度の介護報酬の改正に伴い、本年 10 月より介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス計画の保険者への届出が義務付けられました。

つきましては、届け出る居宅サービス計画上の訪問介護の回数、書類、時期、方法等下記のとおりお知らせしますので、該当する居宅サービス計画を作成した場合は届け出るようお願いいたします。

## 記

### 1. 厚生労働大臣が定める回数

1 月あたりの訪問介護（生活援助中心型）の回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

### 2. 届出の時期及び期限

平成 30 年 10 月以降に、作成または変更した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

（例）10 月に作成したもの → 11 月末日までに届出が必要

### 3. 提出書類

（1）訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書

(2) 居宅サービス計画書「第1表」から「第7表」までの写し

#### 4. 提出方法および提出先

持参または郵送

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 給付・認定係  
事業者指導第2係

※区役所では受付できません。

#### 5. その他

- ・訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が居宅サービス計画に記載されていない場合やその他疑義が生じた場合には、電話や面談による聴き取り、多職種での確認等を行うことがあります。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。
- ・届出書の様式は、市ホームページに掲載しますので、御活用ください。

[http://www.city.shizuoka.jp/528\\_000001\\_00021.html](http://www.city.shizuoka.jp/528_000001_00021.html)

#### 【問合せ】

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

給付・認定係 054-221-1374

事業者指導第2係 054-221-1377